

○古河市総合評価落札方式試行要領

平成20年10月 1 日

告示第267号

改正 平成31年 3 月29日告示第89号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事において、総合評価落札方式を試行するに当たり、古河市契約規則（平成31年規則第24号）、古河市工事請負契約事務取扱要綱（平成17年告示第20号）、古河市入札執行事務処理要領（平成17年告示第17号）、古河市一般競争入札実施要綱（平成17年告示第16号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札及び施行令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいい、品質、施工方法等価格以外の技術的な要素であって、あらかじめ定める基準（以下「落札者決定基準」という。）によって落札者を定めるものをいう。

2 総合評価落札方式の型式は、次のとおりとする。

- (1) 標準型 技術的な工夫の余地が大きい工事である場合において、市が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求めるときのものでし、同種又は類似工事の経験、工事成績等並びに安全対策、交通及び環境への影響、工期の縮減等に基づき技術力及び価格を総合的に評価するもの
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事である場合において、施工の確実性を確保するときのものでし、簡易な施工計画、同種又は類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力及び価格を総合的に評価するもの
- (3) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事である場合において、施工の確実性を確保するときのものでし、施工計画

の評価を要件とせず、同種又は類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力及び価格を総合的に評価するもの

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象となる工事は、工事請負者の技術的評価と入札価格を総合的に評価することが妥当であると市長が認めるものとする。

(総合評価落札方式による評価の方法)

第4条 総合評価落札方式による評価は、次の算式による技術評価点及び総合評価点により行うものとする。

(1) 技術評価点＝評価点（入札参加者が提出した評価資料に基づき算出した得点の合計点）＋標準点（100点）

(2) 総合評価点＝技術評価点÷入札価格×106（小数点第7位四捨五入）

(学識経験者への意見聴取)

第5条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

(入札の適否及び落札者決定基準の決定)

第6条 市長は、総合評価落札方式による入札の適否、第2条第2項に規定する型式及び落札者決定基準については、前条の規定による意見聴取の結果及び古河市一般競争入札審査会規程（平成17年訓令第37号）第1条に規定する一般競争入札審査会又は古河市建設工事請負業者指名委員会規程（平成17年訓令第43号）第1条に規定する古河市建設工事請負業者指名委員会（以下「審査会等」という。）の審議を経て決定するものとする。

(評価資料等の提出)

第7条 市長は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札参加者

から当該工事に関する施工能力の審査及び価格以外の評価を行うために必要な評価資料を提出させるものとする。

2 評価資料は、次に掲げる資料のうち、落札者決定基準に基づき市長が提出を求めたものとする。

- (1) 評価資料提出書（様式第1号）
- (2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）
- (3) 施工実績評価資料（様式第3号）
- (4) 配置予定技術者資料（様式第4号）
- (5) 災害時地域貢献実績評価資料（様式第5号）
- (6) 地域活動実績評価資料（様式第6号）
- (7) 施工計画（様式第7号）
- (8) その他市長が必要と認める資料
（入札の公告）

第8条 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式入札の対象工事であること及び型式
- (2) 評価方法及び落札者決定基準
- (3) 入札書及び評価資料の提出
- (4) その他市長が必要と認める事項
（技術評価点の決定）

第9条 市長は、第4条の規定に基づき、入札参加者から提出された評価資料を審査し、評価点及び技術評価点を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して審査会等に資料の審査を行わせるものとする。ただし、数値等客観的事項のみの審査を行う場合であって、審査の省略について事前に審査会等の承認を得ているときは、この限りでない。

（落札候補者の決定）

第10条 市長は、総合評価落札方式による入札価格が予定価格の範囲内の入札参加者のうち、総合評価点が最も高い者を落札候補者として決定するものとする。ただし、総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、く

じにより落札候補者を決定するものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

3 第1項の落札候補者の入札価格が古河市低入札価格取扱規程（平成17年訓令第47号）第3条に規定する調査基準価格を下回ったときは、古河市低入札価格取扱規程第4条に規定する調査を実施するものとする。

（落札者の決定）

第11条 市長は、前条の落札候補者から別に定める入札参加資格確認申請書の提出を求め、直ちに落札候補者の入札参加資格を審査するものとする。

2 前項の審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の行った入札は無効とし、次順位者から順次当該入札参加資格を満たしている者が確認できるまで前項の審査を行うものとする。

3 市長は、前2項による審査の結果当該入札参加資格を有しているときは、その者を落札者とする。ただし、第5条第2項の規定に該当するときは、学識経験者の意見を聴取した上で当該落札者を決定するものとする。

（入札結果及び技術評価点の公表）

第12条 市長は、前条に規定する審査の結果、落札者を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第8号）により、閲覧等による方法で当該入札結果を公表するものとする。

2 市長は、技術評価点を開札前に公表する必要があると認めるときは、入札書提出締切後に総合評価落札方式に関する評価調書により、閲覧等による方法で公表するものとする。

（資料等の非公開）

第13条 市長は、この告示に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

（苦情申立て等）

第14条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札決定をした日から起算して7日以内に、書面により、市長に対して、落札者とならなかった

理由を示すことを求めることができるものとする。

2 第12条第2項に規定する公表が行われた場合に、技術評価点を公表された入札参加者は、公表の日から起算して7日以内に、書面により、市長に対して、技術評価点の採点理由を示すことを求めることができるものとする。

3 市長は、前2項の求めがあった場合には、申立て期限最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第89号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際第3条、第4条、第6条及び第12条の規定による改正前の各告示に規定する様式用の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

様式第1号(第7条第2項関係)

評価資料提出書

年 月 日

古河市長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名



次の工事について、次のとおり評価資料を提出します。

工事名	
工事場所	

- ◆ 総合評価落札方式入札に係る評価資料の有無
(各資料について、該当する欄に○印を付けてください。)

評 価 資 料 名	提出の有無	
	有	無
工事成績評定評価対象工事資料(様式第2号)	有	無
施工実績評価資料(様式第3号)	有	無
配置予定技術者資料(様式第4号)	有	無
災害時地域貢献実績評価資料(様式第5号)	有	無
地域活動実績評価資料(様式第6号)	有	無
施工計画(様式第7号)	有	無
その他市長が必要と認める資料	有	無

様式第2号(第7条第2項関係)

工事成績評定評価対象工事資料

工事名： _____

商号又は名称： _____

評価対象工事名	工事場所	請負金額 (円)	工事期間	受注形態	工事成績 (評定点)
		()	～		
		()	～		
		()	～		
		()	～		
		()	～		
		()	～		

注意

- 1 評価対象となるすべての工事について記載すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の欄の()内には、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□共同企業体(出資比率〇〇%)と記載すること。
- 5 共同企業体にあつては、すべての構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。
- 6 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- 7 工事成績は、古河市長が送付した工事成績評定通知書の評定点を記載すること。

様式第3号(第7条第2項関係)

施 工 実 績 評 価 資 料

工事名： _____

商号又は名称： _____

工事概要等	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	円(円)
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	
	工事概要	(記載例) ・管推進工 工事延長 L=〇〇〇. 〇m 管推進工(φ〇〇〇mm) L=〇〇〇. 〇m(〇スパン) マンホール設置工(φ〇〇〇mm) 〇 箇所
CORINS登録の有無	・有(CORINS登録番号) ・無	

(注)

- 1 記載する同種・類似工事の実績の件数は1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の欄の()内には、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、「単体」又は「〇〇・□□共同企業体(出資比率〇〇%)」と記載すること。
- 5 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 当該工事の内容を証明できるもの(竣工時工事カルテ、発注機関の証明書等)を添付すること。

様式第4号(第7条第2項関係)

(表)

配置予定技術者資料

工事名： _____

商号又は名称： _____

配置予定技術者	従事職	監理・主任技術者	年齢	歳	
	氏名				
法令による資格・免許名		(取得年月日	年	月	日)
監理技術者資格者証番号		(取得年月日	年	月	日)
監理技術者講習修了証番号		(修了年月日	年	月	日)
その他の資格		(取得年月日	年	月	日)

同種・類似工事の施工実績	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	
	受注形態	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	主任技術者 ・ 監理技術者
	工事概要	
CORINS登録の有無	・ 有(CORINS登録番号)	・ 無

申請時における他工事の従事状況等	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	
	受注形態	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 現場代理人
	本工事と重複する場合の対応措置	
CORINS登録の有無	・ 有(CORINS登録番号)	・ 無

(裏)

(注)

(共通)

- 1 記載する同種・類似工事の実績の件数は、1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、同種・類似工事の施工経験欄の記載を要しない。
- 3 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者(以下「技術者」という。)1人について作成すること。
- 4 実際の工事の施工に当たって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 5 法令による資格・免許については、資格者証、免許証等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみで足りる。

(同種・類似工事の施工実績について)

- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料(様式第3号)の工事と同一でなくてもよい。
- 8 受注形態は、「単体」又は「〇〇・□□共同企業体(出資比率〇〇%)」と記載すること。
- 9 共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率20%以上の場合に限る。
- 10 当該工事の内容を証明できるもの(竣工時工事カルテ、発注機関の証明書等)を添付すること。

(他工事の従事状況について)

- 11 本書の提出日現在における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。複数ある場合は、本書を従事工事数分作成すること。

様式第5号(第7条第2項関係)

災 害 時 地 域 貢 献 実 績 評 価 資 料

工事名： _____

商号又は名称： _____

災害時地域貢献の概要	貢 献 の 種 類	古河市との災害協定 ・ 災害時地域貢献実績
	古河市との災害協定	協定締結年月日： 年 月 日 協 定 名 称：
	協 定 締 結 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	貢献の実績を確認できる貢献の相手方等の住所、氏名、電話番号	
	貢献実績の内容 (日時、内容等を具体的に)	
	対 価 の 有 無	有 ・ 無
	対価を得た場合の相手方の住所・氏名・電話番号	

(注)

- 1 記載する災害時地域貢献の実績の件数は、1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 災害時地域貢献の実績内容を確認できるように記載すること。また、実績を証明する書類を添付すること。
- 4 公共施設に関する貢献のみならず、災害時における地域や民間施設に関する貢献、社会的な災害に関する貢献も含む。
- 5 評価の対象とする貢献活動は、発注者が当該貢献の事実を確認できる貢献の相手方又は第三者等が存するものに限る。
- 6 貢献の事実を確認できる相手方や対価を得た相手方の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 7 貢献活動に際し対価を得ている場合にも、その対価が実費相当である場合には評価の対象とする。ただし、事実上の請負契約や期間委任契約とみなされる場合には評価の対象としない。
- 8 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

様式第6号(第7条第2項関係)

地 域 活 動 実 績 評 価 資 料

工事名： _____

商号又は名称： _____

前年度の実績	活 動 の 種 類	
	活 動 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	活動実績を確認できる活動の相手方又は地域の代表者等の住所・氏名・電話番号	
	活 動 の 内 容 (具体的に)	
前々年度の実績	活 動 の 種 類	
	活 動 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	活動実績を確認できる活動の相手方又は地域の代表者等の住所・氏名・電話番号	
	活 動 の 内 容 (具体的に)	

(注)

- 1 地域活動の実績は、前年度及び前々年度について1件ずつ記載すること。両年度のいずれにも実績がある場合にのみ評価の対象とする。ただし、両年度の活動内容は、共通のものでなくてもよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 企業として取り組み、対価を得ていない地域活動(ボランティア)について、実績内容を確認できるように記載すること。
- 4 評価の対象とする地域活動は、古河市が管理する社会資本(道路、河川、公共施設等)の維持管理に関するボランティア活動(除草、清掃、植栽等)で、第三者の客観的な証明書類(協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等)で確認できるものに限る。また、活動を証明する書類を添付すること。
- 5 活動の事実を確認できる相手方等の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 6 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

様式第7号(第7条第2項関係)

施工計画 (標準例)

工 事 名		会 社 名	
		作成年月日	
工事箇所		作成者氏名	

○現道に隣接して作業する際の留意事項と安全対策について

○現地採集土を用いた盛土施工に関する留意事項と施工方法について

○コンクリートの施工管理及び品質管理に関する留意事項と対策について

(注)

- 1 本書は、様式の標準例であり、対象工事により適宜変更し使用するものとする。
- 2 本書は、配置予定技術者が作成し、A4用紙2枚以内で簡潔に記述すること。
- 3 必要に応じ、最小限の資料(図面、写真等)を別途添付してもよい。
- 4 必要に応じ、配置予定技術者に対し施工計画に関するヒアリングを実施することがある。
- 5 課題に対する留意事項だけでなく、その対策案についても記述すること。

様式第8号(第12条第1項関係)

総合評価落札方式に関する評価調書

発注課	工事名	工事箇所	税抜き予定価格	入札方式	工事概要	総合評価落札方式を適用した理由

<公告日： 年 月 日>

<開札日： 年 月 日>

総合評価落札方式入札結果	標準点	価格以外の評価項目及び評価配点								計 (技術評価点) (A)	入札金額 (B)	総合評価点 =A/B×10 ⁶ (小数点第7 位四捨五入)	落札者
【落札者決定基準】													
入札者名													

【学識経験者の意見聴取】			
学識経験者氏名	役職名	落札者決定基準	落札者決定
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日